

特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス
理事長 三木 由希子様

外務大臣

行政文書の開示請求に係る決定の変更について（通知）

下記の開示請求に関し、平成27年04月17日付け情報公開第00636号による決定処分に置いて不開示とした部分のうち、別表に記載の部分を開示することとしましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づき、通知します。

記

1. 開示を求められた行政文書の名称等

「対イラク武力行使に関する我が国の対応(検証結果)」報告書全文、検証実施のために用いられた文書、インタビューの記録

2. 開示請求番号 2015-00011

3. 開示請求受付日 平成 27年01月13日

※ この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）以下の裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

東京地方裁判所

[備考]

この決定は、平成27年01月13日付けで受け付けました開示請求により開示を求められた行政文書について、[平成27年05月14日]付けの異議申立て及び平成27年07月16日付けの不開示処分取消等請求訴訟を受け、平成27年04月17日付け情報公開第00636号にて通知した決定の内容を[一部]変更し、改めて決定したものです。

別表

文書番号	改めて開示する部分
7	本文1枚目（1～21行目16文字目，及び23～27行目，並びに脚注1及び2行目）
7	本文のうち，以下の項目名：「大量破壊兵器の隠匿」，「2001年以降の展開」，「国際社会の情勢」，「日本の状況」，「対イラク武力行使支持に至る我が国政府の検討過程・外交努力の概観」，「情報収集についての検証：情報の種類，情報収集先，情報要求・指針」，「分析についての検証：分析手法，分析結果と共有」，「政策決定・実施についての検証」，「検討・意思決定プロセス」，「武力行使の支持に至るプロセス」，「米側への働きかけ」，「米国以外の各国への働きかけ」，「武力行使の法的側面（国際法上の合法性）」，「武力行使の支持の理由」，「国民への説明責任についての検証：国会，広報等」，「教訓と今後の取組」，「情報収集・分析」，「政策決定・実施」，「国民への説明責任」
7	参考資料1（1～8枚目）
7	参考資料2（1枚目1行目～3行目）
7	参考資料3（1枚目1行目）
7	参考資料4（1～3枚目）

開示の実施の方法等については，別紙「開示請求対象行政文書一覧表」及び《説明事項》を参照下さい。

開示請求番号:2015-00011

開示の実施の方法等

2	行政文書の名称等: 報告書 対イラク武力行使に関する我が国の対応
---	----------------------------------

開示実施可能な媒体の種類別: 文書又は図面

数量: 26枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。

全部 一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合:260円

全部 一部 (希望する部分:)

3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 記憶媒体に複写したものを交付する場合:260円+媒体の料金

全部 一部 (希望する部分:)

複写する媒体: FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

《説明事項》 開示請求番号：2015-00011

【開示を実施することのできる日時、場所】

①平成28年03月31日～平成28年05月02日（土日祝日及び年末年始を除く。）

9時45分から17時30分まで（12時30分から13時30分を除く。）

（なお、受付時間は午前・午後とも終了時刻の15分前まで。）

②外務省大臣官房総務課外交記録・情報公開室

〒100-8919 東京都千代田区霞が関二丁目2番1号

電話：03-5501-8068 FAX：03-5501-8067

【「行政文書の開示の実施方法等申出書」の記載方法について】

①開示の実施方法等は、「開示請求対象行政文書一覧表」の各行政文書について希望する開示の実施方法等を選択/記入してください。

②必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100ページある文書について冒頭の10ページのみ閲覧する等）や、部分毎に異なる方法を選択/記入すること（冒頭の10ページは「写しの交付」を受け、残りは「閲覧」する等）もできます。

③ある方法による開示実施を受けた後に、別の方法による開示実施を受けることもできます。この場合、最初に開示実施を受けた日から30日以内に、「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。

【開示実施手数料の算定】

①基本額

・「開示請求対象行政文書一覧表」の各行政文書毎に、選択した開示実施の方法及び数量から開示実施手数料を算出し、合計額を算出してください。

②媒体料金

・CD-R、DVD-R又はフロッピーディスクでの交付を希望される場合は、媒体料金を加えてください。

・各媒体料金は以下のとおりです。

・CD-R（1枚）：100円、DVD-R（1枚）：120円、フロッピーディスク（1枚）：50円

③開示請求手数料の控除（今回の控除額は0円となります。）

・上記①、②の合計から今回の控除額（最大で開示請求の際に納付した開示請求手数料）を差し引いた額が納付する開示実施手数料です。

【開示実施手数料の納付】

①開示実施手数料相当額の収入印紙を「行政文書の開示の実施方法等申出書」に貼付してください。

②「行政文書の開示の実施方法等申出書」を、外交記録・情報公開室窓口を持参される場合には、現金による納付が可能です。

【開示実施手数料の減免（免除）】

①生活保護を受けているなど経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2000円を限度として、開示実施手数料の減額または免除を受けることができます。

②減額又は免除を受けたい方は「開示実施手数料の減額（免除）申出書」を提出してください。

【郵送料の納付】

①写しの送付を希望する場合は、「行政文書の開示の実施方法等申出書」の所定の場所にその旨を記入してください。この場合、開示実施手数料の他に郵送料（郵便切手）が必要になります。

②郵送料の算定は、写しの送付を希望される行政文書の数量を合計した上で、「国内郵便料金表」（日本郵便）を参考にして計算してください。

・重量は、A4版用紙1枚43g、封筒（定型外）1枚30gとして計算してください。

・記憶媒体で交付の場合は、CD-R及びDVD-Rはそれぞれ1枚100g、フロッピーディスクは1枚50gとして計算してください。

・複数の開示実施を一括して行う場合、「ゆうパック」を利用することで、実際の送料が算定された額よりも安くなる場合があります。

③郵送料の現金による納付はできません。

【参考】（紙媒体の場合の参考手数料です。）

①開示実施の対象となったすべての行政文書を開示する場合の開示実施手数料

・すべて白黒で複写したものの交付：260円（内訳：実施手数料 260円 - 控除額 0円）

・閲覧：100円（内訳：実施手数料 100円 - 控除額 0円）

②開示実施の対象となったすべての行政文書の写しの送付を希望する場合の郵送料（見込み額）

郵送料（見込み額）200円

【その他】

①外交記録・情報公開室窓口において開示の実施を受ける場合には、かならず本通知書を御持参ください。

②開示の実施方法、開示実施手数料の算定・納付方法、不服申立ての方法等について、御不明な点がございましたら、

外交記録・情報公開室まで御連絡ください。